

定期報告の作成と提出のお願い

定期報告の目的と利用の範囲

全ての家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、飼養衛生管理状況について、年1回、県に報告しなければならないこととなりました。

家畜の飼養者は2月1日現在の飼養頭羽数、飼養状況を記載し、提出をお願いします。

(本県では、これまで行っていた頭羽数等調査にも活用できるように、県独自の様式で定期報告の作成・提出をお願いしています。)

報告内容について、記載方法がわからないなどの場合は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

皆様から報告された内容については、以下のとおり活用しますので、御了承願います。

- ・家畜の飼養管理状況について確認、指導の材料とします。
- ・家畜防疫及び畜産振興を目的として、市町村及び県の畜産担当部署間での報告された内容について、情報の共有を行います。
(畜産担当部署以外に個人情報(氏名、住所、飼養頭羽数、出荷頭羽数等)が提供されることはありません。)
- ・家畜の飼養頭羽数等について、市町村ごとに集計を行います。集計結果については、農業畜産関係団体に提供される場合があります。
(個人の飼養状況が確認できないよう集計・加工します。)

定期報告書提出期日

地域家畜保健衛生所にお問い合わせ下さい

定期報告書提出先

地域家畜保健衛生所・地域地域農林水産部

問い合わせ先

地域家畜保健衛生所・地域地域農林水産部